

# 大分県報

令和六年  
第五六九号  
十二月十七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

青少年に有害な興行の指定……………  
付保義務の発生（二件）……………  
土地改良区の役員の就退任（二件）……………

### ○告示

#### 大分県告示第五百六十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年十二月十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・ 一・二・四	映画	変態園芸 股間を耕す女たち	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	痴漢各駅停車 おっさん何するんや	新東宝映画	〃

#### 大分県告示第五百七十号

畑野浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の

令和六年十二月十七日

第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年十二月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 大分県告示第五百七十一号

尾浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年十二月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

### ○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石河内溜池土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年十二月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### （退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	板井俊作	豊後高田市夷三六〇番地
〃	内田秀夫	〃
〃	板井準一	夷二六三五番地
〃	隈井公明	〃
〃	土谷重信	上香々地四八六一番地二
〃	市丸勇治	上香々地四七八一番地一
〃	光成文勝	上香々地三三三九番地
〃	秋本隆則	上香々地一五九三番地
〃	〃	上香々地一九〇一番地

大分県報（告示・公告）

令和六年十二月十七日

大分県報（公告）

二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石河内溜池土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和六年十二月十七日 大分県知事 佐藤 樹一郎 （退任役員）	役員	氏名	住所	理事 光成文勝 豊後高田市上香々地一五九三番地		
	〃	木下正治	〃 香々地一四一六番地		役員 氏名 住 所	
	監事	青山良安	〃 夷一〇一六番地			
	〃	松本剛士	〃 上香々地三三三〇番地			
	（就任役員）	理事	板井俊作			豊後高田市夷三六〇〇番地
	〃	内田秀夫	〃 夷一二四六番地			
	〃	板井準一	〃 夷二六三五番地			
	〃	清國憲三	〃 夷五四番地			
	〃	大力仁	〃 上香々地四四六七番地			
	〃	土谷恒男	〃 上香々地三二八一番地二			
	〃	光成文勝	〃 上香々地一五九三番地			
	〃	一九年延	〃 上香々地一七二二番地二			
	〃	木下正治	〃 香々地一四一六番地			
監事	大力雅昭	〃 夷一五八二番地一				
〃	福光博文	〃 香々地六二二番地一				
理事	黒田文博	豊後高田市上香々地一〇四五番地				